

特定非営利活動法人ブライト・フューチャー定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ブライト・フューチャーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区猿楽町10番8号イースタンホームズ猿楽303号室に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、海外の子ども達に対して日本国内で収集した楽器・スポーツ用品・文房具等を寄贈し学習を支援する事業を行うことで、子どもの健全育成を図り、国際交流を実現すること及びあらゆる人々に対し、教育・文化・芸術・スポーツ・福祉など多様な支援活動を行うことにより、その健全な育成と自立を促進し、もって誰もが尊厳をもって暮らせる共生社会の実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 海外の子ども達への学習支援事業
- (2) あらゆる人々の健全育成と自立を支援し、地域や国際社会との交流を促進する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 納入された入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の解任
- (6) 役員の職務
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、出席した理事の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長又は理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、オンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会において報告しなければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	盛田 知佐子
理 事	富本 祐輔
理 事	加藤 純子
理 事	今泉 久美子
監 事	伊藤 和夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	5,000円	賛助会員（個人）	5,000円	（団体）	10,000円
(2) 年会費	正会員（個人）	10,000円	賛助会員（個人）	3,000円	（団体）	50,000円

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人ブライト・フューチャー

1 事業実施の方針

令和7年度は、海外の子ども達への楽器等の寄贈、オンライン学習活動等の教育支援活動を中心に国際文化交流を図る。また、ラオスの農園を支援し、現地の人々の就労の場を広げる活動を行う。また、日本国内において障害のある方々（子どもから大人まで）へ音楽活動を通じてコンサート等の場へ社会参加する機会を支援する活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【13,532】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
海外の子ども達への学習支援事業	ラオスの小学校で音楽・スポーツのワークショップを実施。楽器・教材を寄贈。	2025年 6月, 8月	ラオス (ヴィエンチャン・ルアンパバーン等)	10人	現地児童、 教員	約 300名 (教員 30名含む)	6,816
	ラオスなど発展途上国の子どもたちを対象に、定期的なオンライン学習支援（音楽・日本語・算数等）を提供。	2025年 4月～毎月	オンライン (Zoom等)	5人	インターネット環境のある子ども	約 100名	
あらゆる人々の健全育成と自立を支援し、地域や国際社会との交流を促進する事業	ラオスの農園の運営（ハーブ栽培、製品化）を支援し、現地の人々の就労の場を広げる活動。	2025年 4月～通年	ラオス (農村地域)	15人 (内、現地雇用10人)	現地労働者・購入者	30名+ 日本国内の顧客	6,716
	ダウン症などコンサートに足を運びにくい方々を対象に、参加・発表型の音楽イベントへの参加機会を創出する活動。	2025年 4月～通年	東京・大阪	8人	障害のある方およびその家族	200名	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人ブライト・フューチャー

1 事業実施の方針

令和8年度は、令和7年度の事業を継続し、海外の子ども達への楽器等の寄贈、オンライン学習活動等の教育支援活動を中心に国際文化交流を深める。また、ラオスの農園の支援を継続する。また、日本国内において障害のある方々（子どもから大人まで）へ音楽活動を通じてコンサート等の場へ社会参加する機会を支援する活動を拡充する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【16,932】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
海外の子ども達への学習支援事業	ラオスの小学生への音楽・スポーツのワークショップを実施。楽器・教材を寄贈。	ワークショップは通年 楽器等寄贈は6月、8月	ラオス/ オンライン	12名+ 現地講師	現地児童・ 家庭	300名	4,643
	ラオスなど発展途上国の子どもたちを対象に、定期的なオンライン学習支援（音楽・日本語・算数等）を提供。	2026年 4月～毎月	オンライン (Zoom等)	5人	インターネット環境のある子ども	約100名	
あらゆる人々の健全育成と自立を支援し、地域や国際社会との交流を促進する事業	ラオスの農園の運営（ハーブ栽培、製品化）を支援し、現地の人々の就労の場を広げる活動。	2026年 4月～通年	ラオス (農村地域)	25名 (現地雇用含む)	現地労働者・ 購入者	30名+ 日本国内の顧客	12,289
	ダウン症などコンサートに足を運びにくい方々を対象に、参加・発表型の音楽イベントへの参加機会を創出する活動。	2026年 4月～通年	東京・名古屋・ 大阪・札幌・ 福岡	30名 (支援者含む)	障害のある方とその家族・ 支援校等	700名	

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人ブライト・フューチャー

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			100,000
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			37,000,000
受取寄附金	37,000,000		
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金	0		
4 事業収益			0
海外の子ども達への学習支援事業収益	0		
あらゆる人々の健全育成と自立を支援し、地域や国際社会との交流を促進する事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経常収益計			37,100,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			2,550,000
給料手当	2,550,000		
(2) その他経費			10,982,500
旅費交通費	5,000,000		
印刷製本費	60,000		
広報費	1,500,000		
減価償却費	85,000		
賃借料	2,550,000		
通信運搬費	510,000		
会議費	300,000		
支払保険料	42,500		
消耗品費	170,000		
支払手数料	467,500		
新聞図書費	85,000		
租税公課	42,500		
雑費	170,000		
事業費計			13,532,500
2 管理費			
(1) 人件費			450,000
給料手当	450,000		
(2) その他経費			5,227,500
支払報酬	4,500,000		
減価償却費	15,000		
賃借料	450,000		
通信運搬費	90,000		
支払保険料	7,500		
消耗品費	30,000		
支払手数料	82,500		
新聞図書費	15,000		
租税公課	7,500		
雑費	30,000		
管理費計			5,677,500
経常費用計			19,210,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			17,890,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			17,890,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			0
前期繰越正味財産額・・・⑤			23,098,239
次期繰越正味財産額③-④+⑤			40,988,239

令和8年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人ブライト・フューチャー

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			100,000
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			44,000,000
受取寄附金	44,000,000		
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金	0		
4 事業収益			0
海外の子ども達への学習支援事業収益	0		
あらゆる人々の健全育成と自立を支援し、地域や国際社会との交流を促進する事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経常収益計			44,100,000
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			3,400,000
給料手当	3,400,000		
(2) その他経費			13,532,500
旅費交通費	6,000,000		
印刷製本費	60,000		
広報費	2,000,000		
減価償却費	85,000		
賃借料	2,975,000		
通信運搬費	850,000		
会議費	500,000		
支払保険料	42,500		
消耗品費	170,000		
支払手数料	467,500		
新聞図書費	170,000		
租税公課	42,500		
雑費	170,000		
事業費計			16,932,500
2 管理費			
(1) 人件費			600,000
給料手当	600,000		
(2) その他経費			5,877,500
支払報酬	5,000,000		
減価償却費	15,000		
賃借料	525,000		
通信運搬費	150,000		
支払保険料	7,500		
消耗品費	30,000		
支払手数料	82,500		
新聞図書費	30,000		
租税公課	7,500		
雑費	30,000		
管理費計			6,477,500
経常費用計			23,410,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①			20,690,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③			20,690,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			0
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			40,988,239
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			61,678,239